

真岡市災害ボランティア支援委員会設置要綱

(目的)

第1条 真岡市における大規模災害発生時の被災者の支援及び被災地の復旧・復興支援を迅速かつ効果的に行なうため、真岡市災害ボランティア支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。また、真岡市災害ボランティアセンター設置後は直ちにその運営にあたる。

(活動内容)

第2条 委員会の活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 真岡市災害ボランティアセンターの運営に関すること
- (2) 災害ボランティア活動に関する情報交換、調査研究に関すること
- (3) 災害ボランティア活動の普及、啓発に関すること
- (4) 災害ボランティアの養成に関すること
- (5) 真岡市災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの修正、見直しに関すること
- (6) その他、災害ボランティア活動に関することで委員会が必要と認めること

(構成団体)

第3条 委員会は次に掲げる団体により構成する。

- (1) 真岡市（市民生活部安全安心課、健康福祉部社会福祉課）
- (2) 一般社団法人真岡青年会議所
- (3) 真岡市市民活動推進センターコラボレもおか
- (4) 真岡市民生委員児童委員協議会
- (5) 日本赤十字社栃木県支部芳賀赤十字病院
- (6) 真岡市ボランティア連絡協議会
- (7) 社会福祉法人真岡市社会福祉協議会
- (8) その他必要と認められる団体

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会事務局長とする。
- 3 委員長は、委員会の代表として、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長が指名するものとする。
- 5 副委員長は、委員長の補佐及び委員長に事故あるときは、その会務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という）は、第3条に掲げる構成団体から選出された委員をもって組織する。

- 2 会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 会議は、3団体以上から選出された委員の出席がなければ、これを開くことができない。
- 4 議事の決定については、出席者総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定める他、必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月25日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月21日より施行する。